民有地等に関する地域的困難課題に係る相談取扱要綱

第１条　この要綱は、維持管理が不十分な状況に起因し、近隣の安全・安心な生活環境を脅かしている民有地内における解決が困難な事案に関する相談（以下「相談事案」という。）が市又は区に寄せられた場合における基本的な対応について定めるものとする。

（相談受付担当）

第２条　相談事案は、原則として当該相談事案の存する区の相談担当課（以下「相談担当課」という。）が受け付け、対応するものとする。この場合において、当該相談事案が区にまたがるときは、それぞれの相談担当課が協力して対応するものとする。

なお、相談事案が寄せられた場合、市・区役所内部においてその相談事案の解決に向けた対応を業務としている所管部署が存する場合は、当該業務所管部署に引き継ぐものとする。

（実地調査）

第３条　相談担当課は、相談事案の内容に関連する業務の所管部署又は関連する情報を有する部署（以下「関係部署」という。）に情報を提供するとともに、必要に応じて関係部署と協力して実地調査を行うものとする。

（土地又は家屋等の所有者及び管理者（以下「土地の所有者等」という。）の調査）

第４条　相談担当課又は関係部署が次条第２項の規定による改善策を求めようとする場合において、土地の所有者等が不明であるとき、土地の所有者等の所在が不明であるとき等不動産の登記簿その他公開されている情報では土地の所有者等の情報が入手できないときは、相談担当課は、関係部署と協議して当該土地の所有者等の調査を実施するものとする。

２　相談担当課は、関係部署から土地の所有者等の情報を収集しようとする場合は、土地の所有者等の氏名、住所、連絡先及び電話番号等連絡に必要な最小限の情報に限るものとし、収集した情報は関係部署及び本人以外の者に伝えてはならない。

３　相談担当課に土地の所有者等の情報を提供しようとする関係部署は、川崎

市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年川崎市条例第７６号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）の規定に基づき、目的外利用等の届け出を行わなければならない。

また、目的外利用をしたときは、個人情報保護法施行条例の規定に基づき、連絡先等の情報を本市の相談担当課に伝えたことを土地の所有者等に通知しなければならない。

（対処方針の検討等）

第５条　相談担当課及び関係部署は、第３条による実地調査の結果に基づき、当該相談事案の対処方針を検討するとともに、土地の所有者等に原因物の除去等の改善策を求めることが妥当であるか否かの判断を行うものとする。

２　相談担当課又は関係部署は、土地の所有者等に対して改善策を求めることが妥当であると判断したときは、相談者又は周辺の関係住民自らが土地の所有者等に改善策をとるよう求めることを相談者に助言し、必要に応じて土地の所有者等に口頭又は文書により改善策の実施を依頼するものとする。

３　相談担当課及び関係部署は、相談事案に緊急に対応する必要があると判断した場合は、区長及び関係局長に報告するとともに、連携して必要な措置をとるものとする。

４　相談担当課及び関係部署は、必要に応じて私有財産等に関する解決困難な地域課題に係る検討連絡会議（以下、「連絡会議」という。）に改善策を提案し、判断を仰ぐものとする。

（区長からの依頼等）

第６条　相談担当課又は関係部署が前条第２項の規定により改善策の実施を依頼した場合において、適当な期間を経てなお状況が改善されないときは、相談担当課は関係部署と協議し、当該事案の経過及び状況等を区長に報告するものとする。

２　区長は、前項の規定により報告を受けたときは、必要に応じて、土地の所有者等に改善策の実施を文書により依頼するものとする。

３　土地の所有者等が改善策を実施するまでの間の対処方策については、相談担当課が主体となって関係部署と検討し、実施するものとする。

（所有者等が不存在の場合）

第７条　第４条第１項による調査の結果、土地の所有者等が存在せず相続権者

も存在しないことが判明した場合は、相談担当課及び関係部署が協力して対応策を検討し、連絡会議に判断を仰ぐものとする。

（相談事案の記録）

第８条　相談担当課は、相談事案について記録するものとする。

（個人情報の扱い）

第９条　この要綱に関する事務を扱う職員は、個人情報の取扱いに十分注意し、個人情報保護法施行条例を遵守するものとする。

（協力体制）

第１０条　相談担当課及び関係部署は相互に協力して課題解決に向けて対処するものとする。

附　則

１　この要綱は、平成２０年１２月１日から実施する。

２　空地（民有地）の雑草除去の相談に関する事務取扱要領は廃止する。

附　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から実施する。